

令和5年6月5日

【女性活躍推進法に関する情報の公表】

女性活躍推進法に関する制度改正（令和4年7月8日）に伴い、下記項目を公表します。

記

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【項目①】採用した労働者に占める女性労働者の割合

■ 令和4年度採用実績

新卒：55.6%（男性4名、女性5名）

中途：75.0%（男性2名、女性6名）

■ 令和5年度採用実績

新卒：69.2%（男性4名、女性9名）

【項目⑨】男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異	説明欄
全職員	50.0%	正規職員には短時間勤務の時給者（全て女性）が含まれるため差異が大きい
正規職員※	43.0%	
パート・嘱託職員（有期）	60.0%	

※（追加的情報）正規職員の内訳

	男女の賃金の差異	説明欄
フルタイム（月給者）	89.7%	
うち管理職	98.6%	
うち中級職（中堅管理者）	80.5%	概ね11～22年目の職員
うちチャレンジ職群（一般）	84.7%	概ね1～10年目の職員
短時間勤務（時給者）	—	女性44名、男性は0名

対象期間：令和4年度（令和4年4月から令和5年3月まで）

賃金：基本給・残業手当・賞与等を含み、通勤手当を除く

補足説明：同じ役割を担う場合の賃金は男女間の差異はない

2. 職業生活と家庭生活との両立

【項目⑥】有給休暇取得率（年間付与日数に対する取得率）

令和4年度 75.3%（参考：令和3年度 70.0%）

※上記取得率算定の対象となる有給休暇の他に全職員（パート職員除く）を対象としたリフレッシュ休暇（3日連続休暇）やアニバーサリー休暇（1日）などの特別休暇を付与している。

以上